

地域の記録を残して行くために

# 資料収集と調査研究をめぐる北海道の博物館での連携事例

浦幌町立博物館係長・学芸員

持田 誠

## 1. 北海道に博物館はいくつあるのか？

北海道は広い。いったいいくつの博物館があるのか。まず、その概要から見てみよう。

まず、法律上の博物館から。北海道教育委員会が公表している、令和4（2022）年3月31日現在の「登録博物館」は、全道で46館。「博物館相当施設」は22館である。合計で68館園が、日本の法律で「博物館」とされる施設である。

日本博物館協会（日博協）に加盟している館園はいくつあるのか？令和4年11月に発行された「全国博物館園職員録」には、同年8月9日現在の資料にもとづく博物館職員が掲載されている。ここから北海道の日博協加盟館を拾うと40館園である。

日博協とは別に、北海道内の博物館で構成する団体として、北海道博物館協会（道博協）がある。令和4年7月14～15日に士別市で開催された第60回北海道博物館大会の資料によれば、同年6月30日現在の道博協加盟館園数は128館園とされている。道博協は加盟率の高い組織で、ここに掲載されている博物館園には、博物館類似施設のかかなりの数が含まれている。だが、これでも全てではない。

道博協の実質的な支部にあたる組織として、ブロック別の連絡協議会がある。現在、「道南ブロック」「道央地区」「日胆地区」「道東3管内」「オホーツク管内」「道北地区」の6連絡協議会が設置されている。

この連絡協議会には、北海道博物館協会本体には加盟していない館園が加盟している場合がある。たとえば、「道東3管内博物館施設等連絡協議会」には、十勝・釧路・根室地方の博物館園が加盟することができる。令和4年5月26日（木）に開催された道東3管内博物館施設等連絡協議会令和4年度総会で発行された『2022年度資料集』によれば、釧路管内の鶴居村ふるさと情報館みなくる、根室管内の北海道立北方四島交流センターは、道博協には未加盟で、連絡協議会には加盟している。

こういった、道博協未加盟だが、ブロック別の連絡協議会には加盟しているという事例は、おそらく道内の他ブロックにも存在するとみられる。さらに、会社立の博物館、個人やNPOなどの団体が運営する博物館を加えると、いったいいくつの博物館が存在するかわからない。博物館の実態はとらえがたいとは昔から言われているが、このように、見方を変えると、

いったい北海道にいくつ博物館が存在すると言えるのか？法律上の博物館以外の博物館の数は、誰にもわからないのである。

ちなみに、北海道には179の市町村がある。ここに登録博物館・博物館相当施設が68館園。道博協加盟館園が128館園である。はたして、これは多いのか少ないのか？

## 2. 北海道の学芸員ネットワーク

令和4年の第208回通常国会で「博物館法の一部を改正する法律案」が可決され、4月8日に成立。改正博物館法は、令和5（2023）年4月1日から施行されている。

この改正で、博物館法は第三条第二項において、他の博物館等の施設との間で、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする、と規定された。博物館間同士の連携を密にせよ、という条文である。

北海道には多くの博物館が存在するが、その大半は小規模館である。令和2（2020）年9月に発行された『令和元年度日本の博物館総合調査報告書』によれば、全国2,128館園において、非常勤を含む学芸員配置数は、1～5名が59.7%。実態を細かくみると、2人配置館がもっとも多く395館園、次いで1人配置館が371館園。なお、第3位は無配置館で351館園という、恐ろしい数値も出ている。

令和3（2021）年3月に北海道博物館協会が発行した『2020（令和2）年度北海道博物館協会加盟館園等現況』にも、その傾向は如実に表れている。施設（ハコ）はあっても、まともに専門職員を配置していない館園が多数存在するのである。

それでも、学芸員を配置している館園の職員、もしくは逆に、館園が無くとも教育委員会に文化財担当として配置されている学芸員も含めて、道内の博物館職員の「横の繋がり」を深めていこうという組織として、北海道博物館協会には「学芸職員部会」がある。令和4年1月17日現在、224名の会員がいる（ただし、部会員には退職者や賛同する個人なども含み、全員が現職の学芸員ではない）。

学芸職員部会は、毎年1回の研修会・総会を持つほか、日常的にはメーリングリストを用いた情報交換、

オンライン研修会の開催、ホームページやSNSでの情報発信などを実施している。学芸員が1人とか2人しかいない小規模館園が多いので、日常の業務で専門外のレファレンスなどがあった場合には、部会のネットワークが力を発揮する。そのせいもあって、北海道の学芸員は、自治体の枠を越えた結びつきが強いと、よく本州府県の学芸員から指摘されることがある。

ここでは、学芸職員部会のネットワークを通じた、資料収集や調査研究をめぐる事例を紹介する。

### 3. メーリングリストを用いた資料調査

浦幌町立博物館には、写真のような形をした豆播器が収蔵されている。こうした人力の豆播器には何タイプかが知られている。だが、この豆播器の名称がよくわからない。当館の資料台帳には、単に「豆播器」と書かれていた。

実際に、町内でかつてこの豆播器を使用していた農家の方に話を聞いた。

「砂利が多かったりで、土が硬い畑で、強く地面に突き刺して使った。『カッタンコ』『カッチャンコ』と呼んでいた」との情報を得ることができた。

ところがこの豆播器。素性を調べてみようとして文献を探してみるが、日本民具学会の『日本民具辞典』には掲載されておらず、令和2年に発行されたばかりの『北海道民具事典』にも掲載されていない。

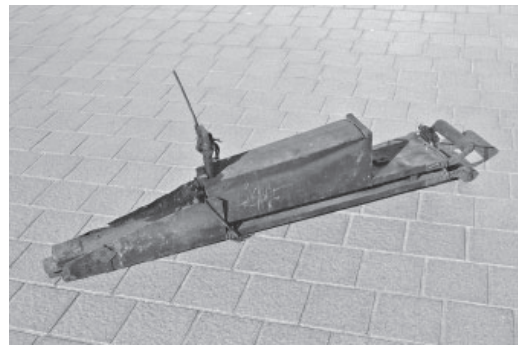
唯一確認できたのは、平成5（1993）年に北海道開拓記念館（現、北海道博物館）の学芸員らが中心となって執筆された『北海道の民具』で、ここには「点播豆播器」として紹介されていた。『北海道の民具』によると、「点播豆播器は純粋な道産品で、土中に突き立てて両手で取っ手を開閉して播種する。道内各地で制作され広く普及した」とのことであった。

ところが、北海道農業機械データベースには、札幌市の八紘学園北海道農業専門学校にしか所蔵が出て来ない。そもそも、「純粋な道産品」であるならば、最新版の『北海道民具事典』に掲載がされていないのはなぜなのか？あまりにも文献資料が少なく、実態が判然としない。

そこで、まずは基本的な情報を集めようと、令和4年2月12日、私は学芸職員部会のメーリングリストへ、「点播豆播器についての文献・所蔵情報を求めています」と題してメールを投稿し、この播種機に関する文献の情報や、収蔵情報の提供を求めた（学芸職員部会メーリングリスト [hk-curator2018-886]）。

すると、即座に反応があった。

真っ先に応えて下さったのは、道南の今金町教育委員会学芸員を務める宮本雅通さんであった。宮本さんによると、今金町ではこの播種機を「上田式豆まき



浦幌町立博物館所蔵の点播豆播器（上田式豆播器の模倣品）

器」と称し、なんと平成27（2015）年に町指定文化財に登録しているという。「上田式」の由来は、明治32（1899）年に徳島県から今金町（当時の利別村）へ入植した、上田甚作（安政2（1855）～昭和10（1935）年）から来ている。この豆播器は彼が考案したもので、特許まで取られていた。

さらに宮本さんには、北海道博物館の山際秀紀学芸員が詳しいので、文献についても問い合わせてみては？との助言をいただいた。北海道博物館の山際さんは、民具、特に産業に関する道具を専門に研究されている学芸員である。そこで、後日、北海道博物館を訪れ、山際さんから北海道博物館収蔵の点播豆播器を見せてもらうと共に、ご自身が収集したデータや、上田式の特許などの情報を提供いただいた。

学芸職員部会メーリングリストでは、その後も続々と全道から情報が集まってきた。写真を付けて情報提供を下さる館園も多く、その過程で、特許の焼き印が押されているもの、焼き印のタイプが異なるもの、まったく焼き印の無いもの、細部の形状が異なるものの存在が確認された。

知内町郷土資料館学芸員の竹田聡さんから送られてきた写真には、今金町のものとは少し異なる焼き印が押印されていた。上田式豆播器は特許が取られており、今金町所蔵の資料には、「専売特許豆播種機」「瀬棚 利別 上田」と、それぞれ縦書きされた焼き印が押されている。これに対して、知内町の資料には「日本専売特許 第一五九三七号」と横書きされていたらしい焼き印が見られる。「らしい」というのは、文字の一部がかすれて読めなくなっているからである。

富良野市博物館学芸員の泉田さんから送られてきた写真は、さらに異なる焼き印があった。菱形の囲みに「ウエダ式豆播器」と横書きされ、上田がカタカナ表記となっていた。さらにその上には「新案特許」、下には「瀬棚線今金町 島田商店」と記されている。瀬棚線はかつて函館本線の国縫と瀬棚を結んでいた全町48.4kmの国鉄の鉄道線で、区間の大半が今金町を通過していた。昭和62（1987）年3月に廃止となっている。



富良野市は早くから大規模な水田造成をしていた地域なので、こうした豆播器は少し意外な気がしたが、山間部の麓郷地区の方から寄贈された資料とのことであった。こうした寄贈の背景情報が、きちんと記録されていることも重要だ。

安平町教育委員会学芸員の鍋島貴之さんから送られてきた写真は、浦幌のものとは、地面に突き刺す先端部分の形状が異なった。浦幌町や今金町の資料では、先端は平たい長方形をしている。ところが、安平町の資料5点のうち3点は、いずれも三角形をしていた。いずれにもカタカナで「ウエダ式」と記された焼き印が薄く残っている。

安平町には、2館の郷土資料館があり、それぞれに収蔵されていたという。鍋島さんからは、両館の資料とも小高い丘に位置する地区で農業をされていた方々からの寄贈資料であること、両地区は、発明者の上田甚作の出身地である徳島県からの入植者が非常に多い地区であるとの情報も寄せていただいた。こうした情報はとても興味深く、今後の調査によっては何か重要な関連性が出てくるかもしれない。

また、下川町教育委員会学芸員（現倶知安風土館）の今井真司さんからは、浦幌のものとはほとんど変わらない、焼き印も何の書き込みも無い形状の豆播器の写真が送られてきた。今金町をはじめ、各地から報告される「上田式」や「特許」の文字のある資料ばかりを眺めた上で、あらためて浦幌町や下川町のような「無印」の資料を見ていると、浦幌町や下川町の資料は市販の上田式豆播器を模倣して自作した品なのではないかという予想が浮かんでくる。

そして、その後も学芸職員部会メーリングリストを通じて続々と送られてくる情報の中には、同じような模倣品と思われる資料が少なからず存在した。いわゆる純粋な上田式豆播器に加え、これを模倣した自作品と思われる豆播器が、全道に存在しているのである。

いっぽう、「当館には所蔵が無い」という情報も集めた。

福島町教育委員会学芸員の鈴木志穂さんからは、町の博物館には所蔵が無かったこと、だが隣の知内町では所蔵があるとの情報があつたので、福島町でも使ったことがある人がいるのではないかと考え、古くからの農家の方2名に聞き取りしたが、いずれもそのような道具に覚えが無いとの回答があり、町での使用痕跡が見られなかった、との連絡をいただいた。

この鈴木さんの情報提供は、きわめて興味深い。所蔵情報の提供が無いからといって、その町に所蔵が無いとは言い切れないし、また、たとえ博物館に所蔵が無いからといって、町での使用実績が無いとも言い切れない。「無い」という情報は、どこまで突き詰めて

も不確実性がつきまとうものだが、これを補うために地域の人から聞き取りを行うということは重要なことである。こうした、各地から寄せられる「無い」という情報も、非常に重要なものであった。

#### 4. 中核館と地方館の連携の成果

北海道博物館の山際さんは、令和4年発行の北海道産業考古学会の会報へ、「北海道の博物館施設に保存されている上田式播種機について」と題して、最初の報告をまとめた。学芸職員部会でのメーリングリストでの情報提供は、まだ続いている最中だったので、全ては引用されていないが、これまでまとめた文献のみつからなかった上田式豆播器に関する、事実上はじめての、学術文献となった。

山際さんの報告によれば、この豆播器は人力豆播器の「ステッキ型」に分類されるもので、大別すると上田式と上田風（模倣品）に分けられるという。今金町の上田甚助が明治42（1909）年3月20日に特許を得て昭和初期まで製作したのち、島田屋商店の森道吉に型木一式を譲ったとのことで、富良野市博物館所蔵品にみられる「島田商店」はこのことであった。

以後、時代が進むにつれて本体の焼き印表記にもさまざまなタイプが現れる。また、形状にも変化が生じている。この変化には、製造者自身が使用者からの意見を取り入れて改良する場合と、模倣品が広まっていく場合とがある。山際さんは、上田式と模倣品である「上田風」との見分け方などを詳述した上で、こう述べている。

「特許で保護された期間を過ぎれば、誰でも同じような構造の道具の製造が可能になる。だから、上田式を北海道各地で模倣して作った上田風の播種器が、違法ということではない。むしろ、それだけ北海道の農業に役立つ道具と知られるのである。」

まさしく、上田式豆播器は、最初の発明地である今金町を飛び出し、北海道全域に数多くの派生形や模倣品を生みながら拡散した。あまりにも普通の豆播器として普及したために、やがて「上田式」の名称は忘れられ、各地で単に「豆播器」と呼ばれたり、浦幌町の「カッタンコ」のような通称で呼ばれたりするようになったのであった。

山際さんの報告以後も、上田式豆播器（上田風を含む）の所蔵情報や使用歴情報の収集は続いている。山際さんの永年にわたる緻密な調査に重ね合わせる形で、各地から報告される形態の情報や、地域住民からの聞き取りなどの情報を加え、あらためて報告をまとめることを目指している。

## 5. 連携を通じて感じた課題

今回の上田式豆播器をめぐる調査は、北海道博物館という北海道の中核館と、全道の地域博物館が、学芸職員部会というネットワークを有効に活かして連携した、ひとつの事例である。改正博物館法第三条第二項には、「情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努める」とあるが、まさしく情報の交換を通じた連携協力の成果であった。

いっぽう、資料収集や調査研究という側面から課題と感じたこともあるので、最後に指摘しておきたい。

- (1) 連携は、学芸職員部会という、いわば任意のネットワークを活かして結ばれたものである。言い換えると、これは人と人との繋がり、学芸員と学芸員という個々の繋がりと協力によって出来た、いわば属人的なネットワークである。学芸職員部会は、あくまでも年会費を支払って学芸員個人が加入する任意団体である。こうした、自治体や設置者の枠を越えた連携が、学芸職員部会のような任意の、属人的なネットワークを通じて行われるものとは別に、より組織的に、公的に行えるような措置も必要ではないか。そうした組織的な連携と、主として専門的な関心から生じる任意のネットワークでの連携は、車の両輪で、どちらも必要である。たとえば災害時の連携などを考えても、予算措置や派遣・出張など、さまざまな面で属人的な繋がりでは限界があることは否めない。改正博物館法の謳う連携が、理念で終わらず、より現場で実効的に作用するためには、さらなる制度設計が不可欠であることが予想される。
- (2) 資料に関する調査研究は博物館の重要な役割である（博物館法第二条および第三条第一項の五）。このため、北海道博物館は、国の科学研究費補助金を申請することができる研究機関であり、学芸員も研究者番号が付与されている研究者である。しかし、町村の学芸員は基本的に行政事務職員であり、科学研究費補助金の申請ができない。このことは、ややもすると「北海道博物館から資料の調査に来る」「北海道博物館の展示のために資料を貸す」という、一方向的な流れを生みやすい。逆に地域の博物館が「北海道博物館へ資料の調査

に行く」「北海道博物館や全道の博物館から資料を集めて展示する」という動きが、非常にとりづらい。私自身も、従来、北海道博物館へ資料の調査へ赴くには、休暇を取得し、私費の旅行で往復するのが常であり、北海道博物館から資料をお借りしたことは無い。しかし、本当の連携は、こうした一方向ではなく、双方向で行われるべきである。そもそも同じ学芸員という専門職でありながら、設置者によって研究者だったり行政事務職員だったりするという状態が、はたして日本の博物館の将来にとって望ましいのか。少なくとも法律上の博物館である登録博物館と指定施設は研究機関として位置付け、所属する全ての学芸員に研究者番号が付与されるべきではないだろうか。

- (3) 実は、山際さんの従来の資料調査の過程で所蔵が明らかになっていった町村のなかに、今回の調査であらためて問い合わせをしたところ「所蔵が無い」「わからない」という回答のあった館園があった。これにはふたつのケースがあると想像される。ひとつは「資料を除籍・廃棄した」、もうひとつは「対応できる学芸員がいなくなった」である。いずれにしても、資料の収集・保存（博物館法第三条第一項の一）、さらにはその活用（博物館法第三条第一項の四）という面から、当該館園は重要な課題に直面していると想像できる。私が不安に感じているのは、今後、市町村といった基礎自治体の博物館では、こうした問題が増えてくるのではないかということである。人口減少時代にある北海道、さらには日本全体の博物館の現状を鑑みたとき、博物館法第三条第二項が掲げる連携の強化が進むスピードと、各館園の置かれる厳しい状況の進化と、どちらが早く進むのだろうか？冒頭に示した『令和元年度日本の博物館総合調査報告書』には、その答えが少なからず浮かび上がっているのではないかと各地に残された貴重な地域資料の収集と保存、そうした資料の調査・研究の展望を考えたとき、公立博物館の設置形態や学芸員の任用形態を含め、より根本的な「地域と博物館のあり方」の見直しが必要な時に来ているのではないかと感じている。（もちだ・まこと）

### 引用文献

- ・道東3管内博物館施設等連絡協議会, 2022. 道東3管内博物館施設等連絡協議会2022年度資料集. 道東3管内博物館施設等連絡協議会発行.
- ・日本博物館協会, 2020. 令和元年度日本の博物館総合調査報告書. 日本博物館協会発行.
- ・日本博物館協会, 2022. 全国博物館園職員録(令和4年). 日本博物館協会発行.
- ・日本民具学会, 1997. 日本民具辞典. ぎょうせい発行.
- ・北海道博物館協会, 2021. 2020(令和2)年度北海道博物館協会加盟館園等現況. 北海道博物館協会発行.
- ・北海道開拓記念館, 1993. 北海道の民具. 北海道新聞社発行.
- ・北海道農業機械・器具データベース <http://hokkaido-j-sam.org/ndb/> (令和4年2月閲覧)
- ・北海道博物館協会事務局, 2022. 第60回北海道博物館大会資料. 北海道博物館協会発行.
- ・北海道民具事典編集委員会, 2020. 北海道民具事典II. 北海道新聞社発行.
- ・山際秀紀, 2022. 北海道の博物館等施設に保存されている上田式播種機について. 北海道産業考古学会会報北の技術文化. 第30号, 79-88.